

投票日
10・27 (日)

第50回衆議院議員総選挙

第26回最高裁判所裁判官国民審査

投票所及び投票時間

投票時間は午前7時から午後6時までです。

投票当日は、午前7時に『サイレン』が鳴ります(市街地のみ)。

投票区	投票所	投票区の区域
第1投票区	滝上町役場	旭町・元町・滝美町・あけぼの町・白鳥・一区
第2投票区	滝西会館	三区・滝西・茂瀬・四区・五区
第3投票区	札久留公民館	北札久留・南札久留・上札久留・奥札久留
第4投票区	滝下農業研修センター	大正・滝下
第5投票区	基幹集落センター	濁川中央・濁川みどり町・新町・雄鎮内・下雄柏・雄背牛・中雄柏・上雄柏・拓雄
第6投票区	滝上町文化センター	栄町・幸町
第7投票区	ふれあいセンター	二区

- ※ 18歳未満のお子様や付き添いの方も一緒に入場できます。
- ※ 車椅子等で介助を必要とする方は、係員にお申し付けください。

投票方法 (期日前投票による投票も可能です) 裏面参照

- 投票日に自分の所属する投票区の投票所に「投票所入場券」を持って行きます。
- 受付に「投票所入場券」を出して名簿対照を受けます。
- 投票の順は、
 - ① 衆議院小選挙区選出議員選挙 (投票用紙 あさぎ色 枠内に 候補者個人の名前 を記入します)
 - ② 衆議院比例代表選出議員選挙 (投票用紙 ピンク色 枠内に 政党等の名称又は略称 を記入します)
 - ③ 最高裁判所裁判官国民審査 (投票用紙 うぐいす色 やめさせたい 裁判官の上欄 に× を記入します)
- 次の事由に該当する人は、投票所で申し出てください。
 - 代理投票 (字を知らなかったり、手にケガなどをして字が書けない人など) …………… 係員が代筆
 - 点字投票 (目の見えない人) …………… 点字による投票

滝上町選挙管理委員会
滝上町明るい選挙推進協議会

投票できる人

投票するためには、投票するその時に**選挙権**があり、かつ、**選挙人名簿に登録**されていることが必要です。

選挙人名簿登録要件

年齢要件	・平成18年10月28日以前に生まれた方(年齢満18歳以上)
住所要件	・令和6年7月14日以前に転入届出をした方で引き続き住んでいる人 (転入届出をした日から3カ月経過者) ・滝上町の区域内に住所を有しなくなった日後4カ月を経過した場合、登録は抹消されます

※詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

開票 即日開票

日時 令和6年10月27日(日)午後8時から
場所 滝上町商工会館 講堂
参観人 先着20人以内(滝上町内の選挙人に限ります)
開票速報 滝上町商工会館前・文化センター前・基幹集落センター前の3カ所に掲示いたします。

※投票に行くときには、「投票所入場券」を忘れずに持っていきましょう。
(紛失又は忘れた人は受付係員に申し出てください)。

※10月9日に衆議院が解散されました。
については、10月27日に衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査が行われることとなりますのでお知らせいたします。

問い合わせ先 滝上町選挙管理委員会 (電話 29-2111 内線 258・259)

(裏面も読んでください)

10月27日の投票日に都合が悪く投票できないときは「期日前投票」

ができます！

(「投票入場券」がみなさまのお手元に届くまで日数がかかる場合があります。(投票入場券が届く前でも投票は可能です。))

「期日前投票」のお知らせ

■ 場所 **役場第一会議室(1階)**

■ 期間

10月16日(水)から10月26日(土)まで

■ 時間

午前8時30分から午後8時まで

入場券裏面

宣誓書(期日前投票)

私は、表記の選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、滝上町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和6年 月 日

氏名	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
現住所	※表面の住所と同じ場合は記入不要	

- 投票所入場券をお持ちください。
- スムーズな受付のため、あらかじめ投票所入場券裏面の「宣誓書(期日前投票)」にご記入をお願いします。
(本人以外の宣誓書に記入しないようご注意ください。)
- 入場券を忘れた方は、投票所に備え付けの宣誓書に記入してください。

名簿登録地	該当者	投票区分	投票する場所	説明
滝上町	10月27日の投票日に投票できない人	期日前	滝上町役場(入場券持参)	
	10月27日の投票日及び期日前投票期間中、滝上町に不在の人	不在者	滞在先の役場・市役所	投票用紙の請求は滝上町選挙管理委員会まで。
	指定病院等に入院(入所)中の人	不在者	指定病院等の施設	投票用紙の請求は郵送でなくても可能ですが、記載した投票用紙等は必ず郵送してください。
	郵便投票(詳細下記)	不在者	自宅で投票し、郵送する。	
他市町村	最近他市町村へ転出し、まだ登録されていない人(滝上町登録者)	不在者	居住地の役場・市役所	他市町村で不在者投票をする場合には投票用紙の請求は滝上町選挙管理委員会まで。
	滝上町で期日前投票をする場合	期日前	滝上町役場(入場券持参)	投票日当日、滝上町の投票所へ行って投票することもできます。
他市町村	最近他市町村から滝上町に転入し、まだ登録されていない人(前住所地登録者)	不在者	送付された投票用紙(記載しない)を持って滝上町役場で投票	滝上町で不在者投票をする場合には投票用紙の請求は前住所地の選挙管理委員会まで。
	前住所地で期日前投票をする場合	期日前	前住所地の役場・市役所	投票日当日、前住所地の投票所へ行って投票することもできます。

郵便による不在者投票

- 選挙人で身体に**重度の障がい**がある方は郵便による不在者投票ができます
事前に証明書の交付手続きが必要となります。(有効期限～介護：有効期間の末日 介護以外：交付の日から7年間)
○ 身体障害者手帳に**両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害(1級若しくは2級)**
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害(1級若しくは3級)
免疫・肝臓の障害(1級から3級)
と記載されている方
○ 戦傷病者手帳に**両下肢又は体幹の障がい**が特別項症から第2項症、**内臓障害**にあつては特別項症から第3項症と記載されている方
○ **介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者**と記載されている方
- 郵便投票を行うためには、**郵便等投票証明書**の交付を受けていることが必要です。
- 期限が切れている場合は**再交付**の申請が必要です。
- 投票用紙の請求は**選挙期日前4日**までです。
- 郵便投票による不在者投票における代理記載もできます(事前に選挙管理委員会への届出が必要です)。

不在者投票

病院に入院・老人ホーム等の施設に入所・身体に重度の障がいがある方(郵便等投票)等については、不在者投票をすることができます。

町内の不在者投票指定施設(入所者のみ)

- ・ 下記の施設に入所している人は施設での不在者投票ができます。
- ・ 溪樹園・滝上リハビリセンター・ケアハウス(アイビーハイツ)
- ・ 時間及び場所については、それぞれの施設にお問い合わせください。

問い合わせ先 **滝上町選挙管理委員会(電話 29-2111 内線258・259)**